

# 最新規制適合車導入促進助成金交付要綱

平成20年 5月 9日 制定  
平成31年 3月20日 最終改正

## (目的)

第1条 この要綱は、貨物自動車運送事業の用に供する最新規制適合車の導入を促進するための最新規制適合車導入に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は当該各号の定めるところによる。

(1) 「最新規制適合車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車（以下「検査済自動車」という。）であって、自動車NO<sub>x</sub>・PM法が定める特定自動車排出基準の平成21年規制以降の規制に適合した自動車をいう。

(2) 「事業者」とは、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「協会」という。）の会員であって、最新規制適合車を「リース」又は「購入」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。

## (助成対象)

第3条 協会は、事業者から最新規制適合車導入助成の申請があった場合、予算の範囲内で助成することができる。

ただし、単年度で助成を受けることができる最新規制適合車は、1会員あたり3台を限度とする。

2 国からの補助金が交付された最新規制適合車に対しては助成金を交付しない。

## (助成金の交付額)

第4条 前条第1項の助成金の交付額は、別表1のとおりとする。

2 消費税は助成の対象外とする。

## (車両の登録)

第5条 助成金の対象となる車両は、登録及び代金の支払いを当該年度3月15日までに完了するものでなければならない。

2 前項の登録は初度登録でなければならない。

(助成申請及び助成金の請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、別に定める最新規制適合車導入促進助成金交付申請書兼報告書(以下「申請書」という)を、当該年度3月15日までに所定の書類を添付の上、協会へ提出しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 協会は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその報告を審査するとともに、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときには、事業者又はリース会社に対して助成金を交付する。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第8条 事業者は、関係法令に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2 事業者または交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協会は法定耐用年数を経過していない車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ただし、当該車両が初度登録から起算して、法定耐用年数を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

(1) 助成金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件、その他法令及びこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 事故もしくは火災等により車両が使用できなくなったとき。

(3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。

(4) 事業者が協会を脱会したとき。

3 前項の場合において、当該取り消し等に係る助成金が、既に事業者に交付されているときは、協会は事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

(財産処分の制限)

第9条 事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して、法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という)に供してはならない。

ただし、あらかじめ協会の承認を受けた場合はこの限りでない。

(雑則)

第10条 協会は、事業者に対し助成に関して必要な報告を求めることができる。

(附則)

第1条 本要綱は平成20年4月1日より施行する。

本要綱は平成21年4月1日より施行する。(平成21年5月7日改正)

本要綱は平成22年4月1日より施行する。(平成22年3月16日改正)

本要綱は平成23年4月1日より施行する。(平成23年3月28日改正)

本要綱は平成23年4月1日より施行する。(平成23年5月9日改正)

本要綱は平成24年4月1日より施行する。(平成24年3月27日改正)

本要綱は平成25年4月1日より施行する。(平成25年3月25日改正)

本要綱は平成26年4月1日より施行する。(平成26年3月26日改正)

本要綱は平成27年4月1日より施行する。(平成27年3月25日改正)

本要綱は平成31年4月1日より施行する。(平成31年3月20日改正)